

マキタグループ腐敗・贈収賄防止方針

2025年4月1日

株式会社マキタ

1. 目的

株式会社マキタおよびその子会社（「当社グループ」）は、グローバルに企業活動を行っており、腐敗・贈収賄を含む非倫理的で違法な行為を行うことは、社会からの信頼の失墜につながり、ビジネスに多大な影響をもたらします。マキタグループは、経営姿勢に掲げる「社会と共に生きる経営」を実現するため本方針を作成し、事業を展開するあらゆる国、地域において腐敗・贈収賄の防止に取り組みます。

2. 適用範囲

本指針は、当社グループの全役職員（役員、従業員、出向・派遣社員を含むすべての社員）に適用されます。

3. 贈収賄を含む腐敗行為の禁止

当社グループは、各国の公務員および公務員に準ずる者に対し、直接的・間接的にかかわらず、ファシリテーションペイメントを含む不正な利益等の供与を行いません。また、当社グループの役職員が取引先等に対し、健全な商習慣や社会的常識を逸脱する不当な金銭・贈答品・その他の利益について、これを提供し、または受領することを禁止します。

4. 接待・贈答等に関する取り組み

取引先等に対する接待・贈答等に関して、健全な商習慣や社会的常識を逸脱したものにならないよう、当社グループはその承認・報告等の手続きを定め、運用します。承認・報告等の手続きは、その有効性について監査部門が合理的な監査を実施し、その結果を経営陣に報告します。

5. 周知、教育

当社グループは、全役職員への教育・研修を通じて、本方針の周知と腐敗・贈収賄の禁止に関する啓発を行います。

6. 通報窓口

当社グループは、役職員が腐敗・贈収賄行為もしくはその疑いがある行為を知った場合の通報窓口を整備しており、通報者の不利益取り扱いを明確に禁止しています。通報内容は厳に秘密として管理するとともに、必要に応じて是正処置、再発防止策を講じます。

7. 腐敗・贈収賄行為に対する措置

当社グループは、腐敗・贈収賄に関する懸念事項の存在を認識した場合は、適切かつ必要な調査を実施し、関与者に対しては法令、就業規則その他の社内規則に従い、適切な措置を取ります。